

1/75
①

事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 くすのき会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市大川田町363番地1
- (3) 設立認可年月日 平成26年10月15日
- (4) 設立登記年月日 平成26年11月6日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 くすのき会 ふじもとこども クリニック	長崎県大村市大川田町 363番地1	一般病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項
- 令和3年 9月18日 令和2年度決算の承認の件、理事及び監事の重任の承認の件
- 令和3年 9月24日 理事の報酬月額改定の件
- 令和3年10月23日 社員の入社及び理事の辞任及び選任の件
- 令和3年10月30日 理事の報酬月額改定の件
- 令和3年11月27日 監事の辞任及び選任の件

法人名 医療法人 くすのき会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市大川田町363番地1

貸 借 対 照 表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	45,355	I 流動負債	6,476
II 固定資産	67,622	II 固定負債	0
1 有形固定資産	7,257	負債合計	6,476
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	60,365	科 目	金 額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	106,501
		1 代替基金	8,000
		2 その他利益積立金	98,501
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	
		純資産合計	106,501
資産合計	112,977	負債・純資産合計	112,977

法人名 医療法人 くすのき会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市大川田町 3 6 3 番地 1

損 益 計 算 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	82,964
2 事業費用	66,009
本来業務事業利益	16,955
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	16,955
II 事業外収益	428
III 事業外費用	1,167
経常利益	16,216
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	16,216
法人税等	3,891
当期純利益	12,325

法人名 医療法人 くすのき会
所在地 長崎県大村市大川田町363番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額 112,977 千円
2. 負 債 額 6,476 千円
3. 純 資 産 額 106,501 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	45,355
B 固 定 資 産	67,622
C 資 産 合 計 (A+B)	112,977
D 負 債 合 計	6,476
E 純 資 産 (C-D)	106,501

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 くすのき会

理事長 藤本 美佐子 殿

私は、医療法人 くすのき会 の令和3年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実
は認められません。

令和4年9月 17 日

医療法人 くすのき会

監事 古賀 和子

記

